

平成元年第二回福生市議会臨時会議事日程

(追加その三)

- 追加日程第五 瑞穂斎場組合議会議員の選挙
- 追加日程第六 青梅・羽村・福生市地区都市下水路組合議会議員の補欠選挙
- 追加日程第七 西多摩衛生組合議会議員の補欠選挙
- 追加日程第八 横田基地対策特別委員会委員の欠員補充について
- 追加日程第九 議案第四十四号 福生市監査委員の選任について

午前十時 開会・開議

○議長(村尾栄次君) ただいまから平成元年第二回福生市議会臨時会を開会いたします。

これより今日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

○議長(村尾栄次君) 日程第一 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第三百三十二条の規定により、議長において、

十四番 赤星行人君

十五番 齋藤巽君

十六番 井上寅吉君

以上三名を指名いたします。

○議長(村尾栄次君) この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

(須崎議会事務局長報告)

一、平成元年第二回福生市議会臨時会の招集について(別添参照)

二、付議事件の告示依頼について

三、議案の送付について(別添参照)

四、市議会議事説明員の委任について(別添参照)

五、議案説明員の出席要求について(別添参照)

六、平成元年二月分例月出納検査の結果について(別添参照)

七、東京都市収益事業組合の議員の選挙について

○議長(村尾栄次君) 以上で報告は終わりました。

○議長（村尾栄次君） 日程第二 会期の決定を行います。

今次臨時会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 仲村清信君登壇）

○議会運営委員長（仲村清信君） 御指名をいただきましたので、去る五月九日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして報告をいたします。

まず、日程でございますが、今臨時会に提案されております案件は、市長からの報告三件、議案二件と議会側からの人事案件三件となっております。

日程の順序につきましては、市長提出案件を先にお願ひすることとし、お手元に御配付の日程表のとおりといたしました。

次に議案の取り扱いについてでございますが、議会の人事案件を除く案件につきましては、慎重審議の上即決でお願いすることといたしました。

次に会期につきましては、議会側の常任委員会委員の選任等がございますが、過去の例等を勘案いたしまして、本一日限りで決定いたしました。

なお、全員協議会については理事者からの申し出、また議会側としても予定がありますので、理事者側の協議事項については日程第二の次にお願ひすることとし、議会側の協議事項については、議事進行状況を見ながら開催し、御協議願うことといたしました。

以上でございますが、本日の会議が円滑に運営されますよう議員各位の御協力をお願いして報告いたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、五月十五日、本一日限りで決定いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって会期は一日限りで決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 十時 六分 休憩

午後 一時 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第三 報告第二号 専決処分の承認を求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、報告第二号 専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

本専決処分は平成元年度の税制改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が三月三十一日をもって公布されたことに伴い、福生市税賦課徴収条例についても所要の改正を行い、平成元年度から実施する必要がある生じたので、地方自治法第七十九条第一項の規定によりまして専決第三号のとおり福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分により改正させていただきましたので、ここに御報告申し上げます、御承認をいただこうとするものでございます。

それでは、お手元の条例第二十四号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の内容について御説明申し上げます。まず第二十四条第二項の改正でございますが、本項は均等割のみが課税されるもののうち、前年の合計所得金額が政令で定める基準にそのものの控除対象配偶者と扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額以下のときは均等割を課税しないという規定でございますけれども、政令で定める現行基準額三十一万円が三十二万円に引き上げられたことに伴う改正でございます。

ちなみに給与所得者の夫婦二人の標準世帯では、所得金額が百二十八万円、給与収入で二百五万三千円以下のときは均等割が非課税となります。

次に第四十八条第五項は固定資産税の納税義務者について規定したものでございますが、法律名称の改正等による規定

の整備でございます。

次に附則第四十八条の二第一項でございますが、低所得者の負担の軽減を図ることを目的に定めた所得割の非課税規定でありまして、当分の間の措置として基準額が一万円引き上げられ三十二万円になりました。例えば配偶者控除、扶養控除の適用を受けている場合には前年の合計所得金額が今回の改正による基準額三十二万円に控除対象配偶者と扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額に九万円を加えた金額以下のものについては均等割を課税しないということになります。

したがって、例えば夫婦二人と子ども二人の標準世帯においては所得金額で百三十七万円、収入金額で二百十九万二千元以下のときには所得割が非課税ということになります。

次に附則第十八条の二は特別土地保有税に関する読み替え規定でございますが、地方税法が改正されたことによる規定の整備でございます。

附則第十八条の二の三第一項は電気税等廃止になったための規定の整備でございます。

附則第十九条の二も同じような規定の整備でございます。

附則第二十一条の二第二項の改正は、電気を動力とする軽自動車に対する税率の特例規定を平成二年度まで延長するとともに百円未満の税率についてはその端数を切り捨てようとするものでございます。

第三項は今回新たに追加された規定でございます。平成二年十月一日以降に適用される自動車排出ガス規制に適合する軽自動車税の平成元年度と二年度の税率を昭和五十九年度改正前の税率に読み替えて課税しようとするものです。

附則といたしまして、第一条は改正条例の施行期日でございます。平成元年四月一日から施行するものでございます。第二条以下は市民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置について定めたものでございます。

以上大変雑駁な説明でございますが、専決処分による条例の改正の内容についての説明とさせていただきます。何とぞ、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより報告第二号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって報告第二号は、原案のとおり承認されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第四 報告第三号 専決処分の承認を求めることについて（福生市都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、報告第三号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本専決処分についても福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分と同様地方税法の一部改正によるものでございまして、福生市都市計画税条例についても一部改正を行う必要が生じたものでございます。

それでは条例第二十五号福生市都市計画税条例の一部を改正する条例の内容について御説明を申し上げます。今回の条例改正で地方税法が改正されたことに伴って改正になる部分は附則第九項で、他は元号に関する政令が公布されていることに伴い、規定中の年度を新元号に改めるものでございます。

地方税法の改正に伴う附則第九項の改正は、都市計画税の課税標準である価格に関する定義を規定した読み替え規定であります。引用している地方税法附則第十五条第三項「石油、ガス、備蓄施設に関すること」が削除されましたので、第四項以下が一項ずつ繰り上がったため、第四項を第三項に、第九項を第八項に改めるものでございます。

附則として、第一項は条例の施行日を平成元年四月一日からとすることを定め、第二項は都市計画税の経過措置を定めたものでございます。

以上極めて雑駁な説明でございますが、専決処分による条例の改正の内容についての説明とさせていただきます。何とぞ、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより報告第三号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって報告第三号は、原案のとおり承認されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第五 報告第四号 専決処分の承認を求めることについて（昭和六十三年福生市一般会計補正予算（第六号））を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、報告第四号 専決処分の承認を求めることについて提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本議案は地方自治法第七十九条第一項の規定によりまして、議会を招集する暇がないと認めまして、昭和六十三年福生市一般会計補正予算（第六号）を専決させていただきましたので、同条第三項の規定によりまして御報告し、御承認をいただこうとするものでございます。

まず、その理由といたしましては、歳入において地方交付税の普通交付税及び特別交付税、都支出金におきましては市町村調整交付金並びに市町村振興交付金、寄付金につきましては学校施設等整備事業寄付金、諸収入において収益事業収

入がそれぞれ決定及び確定をいたしましたので、歳入の増加が見込まれること、一方歳出におきましては都支出金の増により財源充当事業の財源の変更、及び歳入財源と予備費との調整をもって学校施設等整備基金、都市施設整備基金に積立をしようとするものです。

それでは予算書によりまして内容の御説明を申し上げます。

一ページをお開きいただきたいと思います。総則でございますが、第一条におきまして一億六千七百六十七万円を追加いたしました、予算総額を歳入歳出それぞれ百四十六億八千七百四十二万九千円と定めようとするものです。

また歳入歳出の補正内容につきましては第一表歳入歳出予算補正によるものと定めたものでございます。

次に三ページをお開きいただきたいと思います。歳入について御説明を申し上げます。

まず、地方交付税におきましては一億一千五百五十八万六千円の追加ですが、当初算定後の再算定によりまして、普通交付税分五千九百四十八万四千円と特別交付税が五千二百一十二万二千円増加になったものでございます。普通交付税につきましては合計で九億九千三百四十二万二千円となりますが、昨年と比較いたしました三％の減、金額にしまして三千三十万四千円の減額となります。それから特別交付税については増額でございます。十二月交付分と合わせて三億五千二百一十二千円となり、昨年と比較いたしますと八％の増、金額にして二千六百四十四万九千円の増となります。

次に都支出金におきまして二千六百八十八万九千円の追加は、市町村調整交付金については、千二百七十八万九千円の増、振興交付金については、千四百一十万円の増でございます。調整交付金については合計三億三百五十九万一千円で昨年度より一〇・七％の増加となります。振興交付金については福生公園便所改良事業、第三小学校の外壁、理科室及び図書室改良、第四小学校の内装改良、中学校の石綿撤去、第三中学校外壁改良、以上の事業に対する交付決定に基づいた増額分で合計一億三千九百一十万円の追加、昨年度より九・五％の増となります。

次の寄付金の七百一十五万九千円の追加については宅地開発指導要綱に基づく学校施設等整備事業寄付金の二件分でございます。

次の諸収入の収益事業収入二千二百万円の追加は、競輪の実績決定に伴う追加配分で、合計で前年と同額の二億一千万円の配分となります。

続きまして歳出について御説明申し上げます。

衛生費、土木費、消防費と教育費のうち小中学校費については、市町村調整交付金及び市町村振興交付金の確定に伴う財源変更でございます。

次に教育費におきまして七百十九万五千円の追加でございますが、先ほど歳入で御説明申し上げました寄付金収入を学校施設等整備基金に積み立ていたすものでございます。参考までに今回の補正を含め昭和六十三年末本基金の積立額は七億五千四百六十九万六千円となります。

次に諸支出金におきましては、都市施設整備基金費に一億九千万円を追加補正するもので、歳入財源と一般財源をもって今後の施設整備に充てるため基金に積み立ていたすものでございます。参考までに今回の補正を含めまして昭和六十三年末本基金の積立額は五十一億三千七百六十八万四千円と相なる次第でございます。

次の予備費の二千九百五十二万五千円の減額補正は、歳入歳出財源調整によるものです。

以上が歳出でございます。

以上大変雑駁な説明でございますが、一般会計補正予算（第六号）の説明といたします。何とぞ、慎重御審議を賜りまして御承認くださいますようお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） 一つは特別交付税で前年度に比較して八％の増ということなのですが、これはどのような要因を考えておられるのですか。

特別交付税で六十三年度これが最終になるわけですが、ルール分と称する金額はどのくらいになっておるのか。前にも聞いたかもしれませんが、参考までにお聞きしておきます。

それから歳出におきまして一億九千万円を都市施設整備基金に積んでいるんですが、これによって六十三年度は利息等も含めまして十一億から十二億近く積み立てた形になるわけですね。これは非常に多額な金額で、おおよそ歳入の八％を都市施設整備基金に積み立てるという形になるわけです。六十三年度以前に一年間で十数億も都市施設整備基金に積み立てをしたような年度というのはあるとすればいつなのか。あるのか、ないのか。幾つかあると思いますが、参考までにその点をお聞きしたいと思います。

○企画財政部長（野沢久人君） 自席からお許しいただきまして、二点御質問いただきましたので、まず最初に特別交付税

の増の要因の関係でございます。特別交付税の増の要因ということになりますと、基本的には先ほど普通交付税のところでも御説明しましたように、再算定によるという形でお話をしましたが、国全体の国税三税の増収があったということで、総体の交付税額が増えたということが一つあるわけです。そういう中で特別交付税の総体額についても増えてきた、こういった点が一点はございます。

それから二つ目はそういった全体の増とともに三月交付分については御存知のように天候、自然災害等による全国的な需要を中心にして配分されますので、そういった点で言いますと、今年度の冬季、あるいは年間を通じてそういった事故、災害が少なかったということが中心になってまいります。

それから六十三年度のルール分が幾らかということでございますが、十二月交付分は二億二千百九十五万一千円でございます。

それから都市施設整備基金に係わりまして今年度は十二億近くの積み立てということになります。単年度で十億円を積み立てた年度ということですが、今手元に資料がございませんので、恐縮ですが調べまして御答弁したいと思います。よろしく願います。

○十一番（松山 清君） なぜ私が都市施設整備基金について単年度で十億を超すような積み立てをした年度はあるかどうかと聞いたか。これは決算書を見ればわかるでしょうけれども、端的に言って、断定はできませんが、そういう年度というのも余りないんじゃないかと思えます。そういうことで、企画財政部長の記憶にないくらいの前にあるかどうかかわかりませんが、企画財政部長は企画財政課長をやっておりましたから、記憶にありましたら年度くらいはパッと出てくるだろうと思います。

それくらいのことですので、逆に言えば六十三年度は正に異常なほどの積立金がされているんです。先ほど申し上げましたように、歳入の八％が都市施設整備基金というのは大変なことですよ。確かに要因として新しい市長に対する財源というところで繰り越しという形で六十二年度末に積み立てをしないで繰り越しをしたという経過はあったにしても、それはそれであって、本来は六十三年度財政局の配慮する財源だったわけですから、当然使っていなければならなかった。それを使わずに積立金としてしまったので、その結果が単年度における莫大な十二億近くの積立金という形になるわけで、

これは財政担当というよりも市長自身に十分考えてもらわなければならないことだと思ひます。今後もうこういうことが進んでいくということであれば、これは何のために行政があるのか。言ってみれば財テクをするために市民が税金を納めているような形になってしまふと思ひます。十分反省していただきたいと思ひます。

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより報告第四号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議がありますので起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって報告第四号は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第六 議案第四十二号 福生市職員共済組合に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君登壇）

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第四十二号 福生市職員共済組合に関する条例の一部を改正する条例について提案理由並びに内容について御説明いたします。

御承知のとおり、本条例は職員の福利厚生を目的とした市職員共済組合の設置条例でございますが、その第一条には組合員の構成について、福生市吏員、雇傭人によって組織することが定められております。ところが、このたび市職員の職

設置上「雇傭人、傭人」と明示してありました市職員の身分及び職名を定めた福生市職員の職設置に関する規則を一部改正いたしました。現行において不適当な表現になっております「雇傭人」という字句を削除したことに伴ひまして本条例についても字句を改める必要が生じたため提案をいたすものでございます。したがひまして、改正の内容といたしましては、第一条の「福生市吏員、雇傭人、以下職員」となっておりますものを「福生市職員」に改めようとするものです。

以上大変雑駁でございますが、慎重御審議いただきまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わります。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑は終わります。

これより議案第四十二号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十二号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第七 議案第四十三号 福生市長等の給料の特例に関する条例を議題といたします。

本案について理事者の説明を求めます。

（市長 石川彌八郎君登壇）

○市長（石川彌八郎君） 御指名をいただきましたので、議案第四十三号 福生市長等の給料の特例に関する条例につきまして提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

このたびの指定金融期間の不祥事件に關しましては、市は被害者とも申すべき立場とは申せ、議員並びに市民の皆様方に大変御心配と御迷惑をおかけし、行政への信頼感を損ねましたことは、市政をお預かりしております私を初め、市三役

の不徳のいたすところでございます。衷心より深くお詫びを申し上げるとともに、その道義的責任を痛感しているものであります。

かかる状況を踏まえまして市長、助役、並びに収入役の給料を一定期間減額するため本条例を提案いたしました次第であります。

条例の内容でございますが、本条例は時限条例でございます。市長の給料月額、現行六十五万円を一〇％減額して五十八万五千円に、助役の給料月額、現行五十六万円を五％減額して月額五十三万六千七百円に、収入役の給料月額、現行五十三万円を五％減額し、月額五十万三千五百円にしようとするものであります。

附則といたしまして、その適用期間を限定したものでありまして、この条例は公布の日から施行し、平成元年五月一日から適用し、平成元年五月三十一日に失効するというものであります。

以上はなほだ雑駁でございますが、慎重御審議をいただきまして、何とぞ、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第四十三号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十三号は、原案のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 暫時休憩いたします。

午後 一時 三十分 休憩

午後 二時

開議

○副議長（宮沢良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長村尾栄次君から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際議長の辞職願についてはか一件を日程に追加し、審議することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（宮沢良一君） 御異議なしと認めます。よって議長の辞職許可についてはか一件を日程に追加し、先議することに決定いたしました。

○副議長（宮沢良一君） 追加日程第一 議長の辞職許可についてを議題といたします。

この際地方自治法第一百七十七条の規定により、村尾栄次君を除斥いたします。

（二十四番 村尾栄次君除斥）

○副議長（宮沢良一君） 事務局長をして辞職願を朗読いたさせます。

（須崎議会事務局長朗読） 省略

○副議長（宮沢良一君） 朗読は終わりました。

お諮りいたします。

本件については願い出のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（宮沢良一君） 御異議なしと認めます。よって村尾栄次議長の辞職を許可することに決定いたしました。

○副議長（宮沢良一君） 追加日程第二 議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○副議長(宮沢良一君) ただいまの出席議員数は二十四人であります。

お諮りいたします。

会議規則第三十条第二項の規定により、立会人に

五番 須釜亮次君

六番 南木繁男君

を指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(宮沢良一君) 御異議なしと認めます。よって立会人に五番 須釜亮次君、六番 南木繁男君を指名いたします。

○副議長(宮沢良一君) 投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配布)

○副議長(宮沢良一君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(宮沢良一君) 配付漏れなしと認めます。

○副議長(宮沢良一君) 投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○副議長(宮沢良一君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の指名を記載の上、事務局長の点呼に応じ

て順次投票をお願いします。

点呼いたします。

(須崎議会議務局長点呼)

(順次投票)

○副議長(宮沢良一君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(宮沢良一君) 投票漏れなしと認めます。

○副議長(宮沢良一君) 投票を終了いたします。

○副議長(宮沢良一君) 開票を行います。

五番 須釜亮次君、六番 南木繁男君の立ち会いを願います。

(開票)

○副議長(宮沢良一君) 事務局長から選挙の結果を報告いたします。

○議会議務局長(須崎進君) 報告いたします。

投票総数 二十四票

有効投票 二十四票

無効投票 なし

有効投票中

仲村清信議員 二十票

遠藤洋一議員 二票

松山清議員 二票

以上でございます。

○副議長(宮沢良一君) ただいま事務局長が報告したとおりであります。

この選挙の法廷得票数は六票であります。よって仲村清信議員が議長に当選されました。(拍手)

ただいま議長に当選されました仲村清信君が議場におられますので、本席から会議規則第三十一条第二項の規定による

告知をいたします。

○副議長(宮沢良一君) 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長（宮沢良一君） 議長に当選されました仲村清信君からごあいさつをお願いします。

（議長 仲村清信君登壇）

○議長（仲村清信君） 一言ごあいさつ申し上げます。

このたびは前任者の村尾議長の後任として大勢の議員の皆さん方の御推挙をいただきましてありがとうございました。前任者の村尾議長におかれましては大変素晴らしい議会運営をされまして、私も後輩といたしまして今後の議会運営のお手本にさせていただきたいと思えます。なにしろまだ若輩者でございます。前任者にまします皆様方の御理解と御協力をいただきまして、福生市政の充実のため、そしてまた市民のために全力投球をさせていただく所存でございます。今後ともよろしくお引き立てをお願いしまして、就任のごあいさつにかえさせていただきます。

○副議長（宮沢良一君） 以上で議長の選挙は終わります。

議長 仲村清信君、議長席にお着き願います。

（議長 仲村清信君議長席に着く）

○議長（仲村清信君） 暫時休憩いたします。

午後 二時 十九分 休憩

~~~~~

午後 二時 三十五分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長 宮沢良一君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職願についてはか一件を日程に追加し、先議することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって副議長の辞職許可についてはか一件を日程に追加し、先議することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（仲村清信君） 追加日程第三 副議長の辞職許可についてを議題といたします。

この際、地方自治法第百十七条の規定により、宮沢良一君を除斥いたします。

（二十二番 宮沢良一君除斥）

○議長（仲村清信君） 事務局長をして辞職願を朗読いたさせます。

（須崎議会事務局長朗読）省略

○議長（仲村清信君） 朗読は終わりました。

お諮りいたします。

本件については願い出のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって宮沢良一君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

（二十二番 宮沢良一君入場）

~~~~~

○議長（仲村清信君） 追加日程第四 副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（仲村清信君） ただいまの出席議員数は二十四人であります。

お諮りいたします。

会議規則第三十条第二項の規定により、立会人に、

七番 佐藤慶二君

八番 林田 武君

を指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって立会人に七番 佐藤慶二君、八番 林田 武君を指名いたします。

（投票用紙配付）

○議長（仲村清信君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 配付漏れなしと認めます。

○議長（仲村清信君） 投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（仲村清信君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の指名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いします。  
点呼いたします。

（須崎事務局長点呼）

（順次投票）

○議長（仲村清信君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 投票漏れなしと認めます。

○議長（仲村清信君） 投票を終了いたします。

○議長（仲村清信君） 開票を行います。

七番 佐藤慶二君及び八番 林田武君の立ち会いを願います。

（開票）

○議長（仲村清信君） 事務局長から選挙の結果を報告いたします。

○議会議務局長（須崎 進君） 報告いたします。

投票総数 二十四票

有効投票 二十四票

無効投票 なし

有効投票中

井上寅吉議員 二十票

原 敏子議員 二票

大森 進議員 二票

○議長（仲村清信君） ただいま局長から報告したとおりであります。

この選挙の法定得票数は六票であります。よって井上寅吉君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました井上寅吉君が議場におられますので、本席から会議規則第三十一条第二項の規定による告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（仲村清信君） 副議長に当選されました井上寅吉君からごあいさつを願います。

（副議長井上寅吉君登壇）

○副議長（井上寅吉君） ただいま大勢の方の御推挙により副議長という大任を頂戴したわけでございます。前任者の宮沢議員に比べますと、キャリア、人格ともに劣っておりますけれども、幸いにいたしましたして、仲村新議長、その他大勢正副議長経験者もおりますし、また他の議員の皆様方の今後のますますの御指導と御支援を頂戴しながら職務を全うすべく最善の努力を尽くすつもりでおります。どうか今後、皆さん方の御支援、御鞭撻を重ねてお願いを申し上げます。（拍手）

○議長（仲村清信君） 以上で副議長の選挙は終わります。

○議長（仲村清信君） 暫時休憩いたします。